

## 懲罰規程 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
懲罰規程	懲罰規程	
(中略)	(中略)	
第2条 〔対象者〕	第2条 〔対象者〕	
本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人とする。	本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びに仲介人に関する規則に定める仲介人及びその所属する法人とする。	
(中略)	(中略)	
第9条 〔両罰規定〕	第9条 〔両罰規定〕	
加盟団体又は加盟チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体又は加盟チームに対しても懲罰を科することができる。ただし、その加盟団体又は加盟チームに過失がなかったときは、この限りではない。	1. 加盟団体又は加盟チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体又は加盟チームに対しても懲罰を科することができる。ただし、その加盟団体又は加盟チームに過失がなかったときは、この限りではない。	
(中略)	2. 仲介人がその所属する法人の業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属する法人に対しても懲罰を科することができる。ただし、その法人に過失がなかったときは、この限りではない。	
	(中略)	
〔改正〕	〔改正〕	
	2019年 1月16日	